

広島地方裁判所委員会（第14回）議事概要

第1 開催日時

平成20年7月14日（月）午後3時00分～午後5時00分

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 奥田哲也，兼重収，萱島頼子，木村豊，小西秀宣，佐藤洋志，島筒志郎，辻秀典，中村治，西田志都枝，守田貞夫，山田哲敬，山本秀樹，和田敏夫（敬称略 五十音順）

[事務担当者] 山本事務局長，吉田総務課長，草野総務課課長補佐

第4 議事（発言者： 委員長， 委員， 事務担当者。議事内容については，別紙のとおり）

1 前回の模擬評議について

2 前回の委員会以降の裁判員制度に関する広報活動等について

3 辞退事由の運用の在り方について

(1) 仕事上の都合による辞退事由について

(2) 身体上，精神上，経済上の重大な不利益を理由とする辞退事由について

4 次回のテーマについて

模擬評議

5 次回期日

平成20年10月22日（水）午後1時00分

(別紙)

1 前回の模擬評議について

模擬評議についてのアンケートの結果についての報告

2 前回の委員会以降の裁判員制度に関する広報活動等について

(いずれも事務担当者から報告)

(1) 「裁判員制度ニュースレター」の発行

(2) 6月23日と24日(刑事第1部), 同月26日と27日(刑事第2部)に模擬選任手続及び模擬裁判の実施

(3) 法の日週間における拠点イベントを広島市(10月4日及び5日), 三次市(10月11日)及び福山市(10月18日)の各会場で実施予定

(4) 出前講座の実施状況の報告

(5) 職員を対象としたプレゼンテーション研修の実施(7月1日)

3 辞退事由の運用の在り方について

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(以下「裁判員法」という。)第16条の辞退事由のうち, 下記3点について意見をうかがいたい。

ア 他人に代わってもらうことが困難な事情としてどのようなものがあるか。

イ 本人がいけない場合の業務への影響としてはどのようなことが考えられるか。

ウ 辞退事由に影響するような繁忙時期があるか。

また, 併せて, 政令で定められた辞退事由第6号「裁判員の職務を行ない, 又は, 裁判員候補者として裁判員等選任手続の期日に出頭することで, 自己又は第三者に, 身体上, 精神上又は経済上の重大な不利益が生じる」場合についても意見をうかがいたい。

(1) 仕事上の都合による辞退事由について(裁判員法第16条8号八につい

て)

四半期決算時及び税務調査時における経理責任者や実務担当者，また，株主総会時期における役員及び監査役，労働組合との交渉時期における担当者については，参加困難である。

また，年に2回実施される鉄軌道運転免許試験の受験者については，その試験期間中は免除していただきたい。

さらに，緊急のシステムトラブル対応が起こったときには，裁判期日の途中であっても，参加できなくなることもあるかと思う。

市役所では年4回開催される定例議会に，局長及び課長クラスは説明員として参加するため，裁判への参加は非常に困難である。また，予算編成時期や年度末等は担当者が不在となると厳しい時期であるし，少人数で様々な事業を同時に取り扱っている部署においては，1人が抜けても厳しいという実情がある。さらに，特殊なところでは，8月の平和式典の準備時期に，多忙となる課がある。

テレビ局においては，専門性が高く熟練を必要とする記者，ディレクター及びアナウンサー等については，参加困難であるし，番組改編時期や特別番組が重なる時期も厳しい。また，自然災害時や事件事故の取材時には，1人でも減るのは困るという実情がある。

5人程度の少人数で仕事をしているため，1人不在となるのは厳しいが，まったく代替性がないという状況は少ないのではないかと思う。また，裁判員裁判への参加が国民の義務だということであれば，協力するように考えるべきだと思う。

女性団体には，様々な職種の方が属しているため一概には言えないが，介護を負担している人は難しいと思う。また，子どもの出産の付き添い，結婚式等があれば，それらは優先させたいという声が多い。

会社としては、株主総会時における当番役員等の場合には、非常に困難といえるが、他のほとんどの場合には、代替性ありと考えてよい。むしろ、代替性のある状況にしておくことがリスク管理につながるといえる。特定の繁忙時期の問題についても、問題はないと思う。

大学においては、原則的に休講とすることはできず、また、補講とするにしても、日程的に非常に厳しい。また、入試時期における監督者、出題者及び採点者については、代替困難である。

医師は、常に患者の様態の急変や緊急手術等に遭遇する可能性があり、特に開業医（1人）の場合には、代替性は困難である。他の医者1人を雇うにもかなりのコストが掛かるため、経済的にも対応は難しい。

事前に期日がわかるのであれば、小さな店舗や工場等のチームで作業を行っている部署については、その人数を他の部署から回すことができると思う。また、繁忙期、特にクリスマスから年末にかけて大きく商品が動くが、基本的には、対処できると思う。

新聞社の本社規模であれば対応可能であるが、守備範囲の広い1人支局の場合には、個人的な信頼関係で取材をしていることもあり、代替性の点で難しい面がある。また、特に心配なのはシステム障害であり、そのシステムの責任者が数日間不在になること事態は、非常に不安である。

(2) 身体上、精神上、経済上の重大な不利益を理由とする辞退事由について

死刑の適用が具体的に問題となるような事例において、死刑の適用可能性について評議することすら耐えがたい精神上的負担となるような場合には辞退事由として認められるようであるが、単に死刑反対という信念を有しているというだけでは辞退が認められないということなのか。

死刑の適用が問題となるような事例において、死刑反対と言えさえすれば免除されるとなると、公平性が保てなくなることへの懸念があると思われる。

日本人の感覚では、死刑を論ずるに当たっての精神上的負担という問題は、あまり生じないのではないか。精神上的重大な負担が生じる場面としては、例えば、その事件自体に非常にショックを受け、現場写真を見ることすら難しい人が考えられるが、そのような場合には辞退を認めてもよいと思う。

人を裁く自信がない、法律を知らないということを経験したことを理由に裁判員となることを辞退したいという大学生は多い。辞退事由を広く認めると、辞退希望者が多くなるのではないかという気がする。

死刑制度反対や思想信条等といった難しいことではなく、被告人と顔を合わせる可能性がある職種（運転手等）については、何か工夫点や配慮が必要ではないかと思う。

4 次回のテーマについて

DVDを利用した模擬評議を実施することとされた。

5 次回期日

平成20年10月22日（水）午後1時00分

以 上